

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 金子 義彦
(美唄市議会議長)

目 次

東日本大震災からの復旧・復興	1
【第96回定期総会決議事項】	
東日本大震災からの早期復旧・復興について.....	4
【第96回定期総会東北部会提出議案議決事項】	
原子力発電所事故災害への対応について.....	9
【第96回定期総会東北部会提出議案議決事項】	

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から9年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、汚染廃棄物処理、風評被害等、困難な課題が山積している。

国においては、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定したが、対処すべき課題が複雑多様化しており、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業及び震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。

また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度の拡充、被災者支援総合交付金による長期的支援など、各種支援措置の充実強化を図ること。

また、地方自治体が災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、地方自治体の国に対する償還期間を延長するとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定されている償還免除について、地方自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。

- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下により、その利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 除去土壌等の適正管理・搬出のほか、仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。
- (3) 宅地内等での一時保管を余儀なくされている除去土壌等の輸送を推進するため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出に向けて十分に調整し、輸送の過程で生じた道路や橋梁等の損傷については、国の責任において早期に復旧工事を行うこと。また、中間貯蔵施設への輸送について、国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、目標通り令和3年度までに輸送を完了すること。

- (4) 除去土壌の中間貯蔵施設への輸送において、市民が放射線量を自分の目で確認するためにも、引き続きリアルタイム線量測定システムは必要であることから、地域住民や関係市町村の意見を聞くことなく、一方的な撤去を行わないこと。
- (5) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (6) 常磐自動車道の全線4車線化を図るとともに、小高スマートインターチェンジ（仮称）の早期完成を図ること。
- (7) 原子力発電所事故の発生に伴い、個人・法人及び自治体が被った全ての損害について、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、国が同社へ強く指導すること。
- (8) 有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (9) 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (10) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。
- (11) 原子力災害に係る財政支援について、市町村合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）は、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、延長可能となった期間まで、普通交付税の算定の特例延長措置を講じること。
- (12) これまでに進められた除染対策のうち、除染の枠組みから外れた箇所等において、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消を図るとともに、線量低減化をはじめとした環境回復措置を講じること。

東日本大震災からの早期復旧・復興について

東日本大震災の発生から9年以上が経過し、被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定されましたが、対処すべき課題が複雑多様化しており、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

つきましては、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

また、平成28年度より復興交付金事業（効果促進事業）を初めとした一部の復興関連事業に地方負担が生じているが、引き続き地方負担額を最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税について、市町村長が行った固定資産の減免に対し、所要の措置（震災復興特別交付税による財政支援）の継続を図ること。
- (3) グループ化補助金を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、令和3年度以降の制度継続を早期に明示していただくとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。

- (4) 津波により被災した土地の利活用の推進に当たり、点在する被災（移転）跡地の集約や関連する復興事業との調整などに相当の期間を要すると見込まれることから、令和2年度までの「復興・創生期間」における被災（移転）跡地の利活用に係る予算枠の確保及びより柔軟な復興交付金制度の運用を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。

よって、国は、自治体が、災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、自治体の国に対する償還期間を延長すること。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。

あわせて、災害援護資金の利子のみでの費用では十分な債権回収が困難なことから自治体個々の取組に係る経費について、助成を行うこと。

- (4) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア・見守り等の事業について、被災者の健康保持・孤立防止のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進する必要があることから、交付期間を延長すること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (2) 地元企業や商店街の早期復旧・復興に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の継続や予算枠の拡大、当面の事業継続等に資する金融・税制措置、失われた販路の開拓策などを講じること。
- (3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、交付申請期間及び運用期間の再延長を行うこと。
また、事業完了期限等の課題が生じた場合には、さらなる再延長を含め、復興の状況を踏まえた柔軟な措置を講じること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の増加が見込まれることを考慮し、

恒久的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。

- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。

また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設を計画しているが、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

原子力発電所事故災害への対応について

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から9年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取組を鋭意進めておりますが、汚染廃棄物対策、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり、被災者の立場と視点に立ったあらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 放射性物質対策事業の推進について

- (1) 除去土壌等の適正管理・搬出のほか仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度8,000Bq/kg超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。
- (3) 平成28年度から除染に伴い発生した除去土壌等の本格輸送が開始されたものの、除染等により発生した除去土壌等については、これまで現場保管を中心に進めてきたことから、宅地内等での一時保管を余儀なくされている状況である。

については、輸送の推進を図るため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出を行うため十分に調整し、輸送の過程で生じた道路や橋梁等の損傷については、国の責任において早期に復旧工事を行うこと。

また、中間貯蔵施設への輸送について、各市町村の令和2年度、3年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、目標通り令和3年度までに輸送を完了すること。

- (4) 放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を提示すること。
- (5) リアルタイム線量測定システムについては、除去土壌の仮置場から中間貯蔵施設への輸送が本格化する状況においても、市民が放射線量を自分の目で確認するとともに、放射線に関する情報を国、東京電力ホールディングス株式会社と共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションへ取り組んでいく観点からも必要であり、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、一方的な撤去を行わないこと。
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、流出や飛散等の拡散を防止するため、ため池の落水ができず利水管理が困難な状況である。

原子力災害からの復興・再生に関する事業については、事業量に応じ、今後も継続して実施する必要があるとあり、各市町村においては、ため池放射性物質への対策として、「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」に基づき、農業水利施設の多面的機能の保全・回復を行い、営農再開促進及び農業復興に取り組んできたところである。

については、令和3年度以降も継続して確実に実施できるよう当該事業の財源である「福島再生加速化交付金」及び震災特別交付税等の計画延長並びに財政措置を講じること。

- (7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめ及び検査2回目を評価した第13回部会においては、東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。

- (8) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設整備を実施する場合や、他に同様な事業が発生した場合には、その事業に要する費用はすべて国が負担すること。
- (9) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (10) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (11) 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。
また、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。
- (12) 常磐自動車道について、復旧・復興事業の伸展、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出及び東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗等に伴い、今後さらに、工事車両等の交通量の激増が懸念されることから、早期に全線4車線化を図るとともに、常磐自動車道へのアクセス性を向上させ、避難住民の帰還促進や企業誘致といった沿線自治体の復旧・復興の加速化に資するため、(仮称)小高スマートインターチェンジの早期整備のための支援を行うこと。

2 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力ホールディングス株式会社において全額賠償するよう国の責任において強く指導すること。
- (2) 新々・総合特別事業計画において自らが掲げる3つの誓い「最後の1人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を遵守するとともに、原子力損害に係る賠償請求の実態を踏まえたうえで、被害者の個々の状況に応じた適切な賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に

対し強く求めること。

- (3) 原子力災害に伴う市税等の減収並びに事故との因果関係が明らかな業務及び今後、地方公共団体が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴って実施する様々な業務・事業の費用についても全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。
- (4) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街、さらには農畜産物等の生産者や加工業者に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払しょくするための取組を強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

また、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、併せて指導すること。

- (5) 賠償範囲の最小限の基準である原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」について、紛争解決の制度として十分に機能が果たせるよう、適切に見直すこと。
- (6) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、文部科学省設置の原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者へ確実かつ迅速に賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に求めること。

3 原子力災害にかかわる各種施策に対する支援について

- (1) 原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。

ついては、観光地のハード整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。

(2) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び工業団地の整備に係る財政措置を講じること。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。

については、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制を整備すること。

(4) 学校等の公立文教施設については、子どもたちが学習・生活の場として一日の大半を過ごす施設であるとともに、災害時には、応急避難所として重要な役割を果たす施設であるが、施設建設から30年以上経過する施設が多くなっていることから、老朽化対策や長寿命化対策が急務となっている。

このような中、市町村の財政状況は極めて厳しい状況下であり、市町村の財政負担の軽減を図るためには財政措置の拡充が重要である。

については、公立文教施設の老朽化対策や長寿命化対策、災害時の避難施設整備を確実に進めていくため、それらに要する財源を確保すること。

(5) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

(6) 福島県が実施している18歳以下の県民に対する医療費無料化については、長期継続が必要であり、その財源が枯渇することのないよう財政措置を図ること。

(7) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う除染をはじめとした放射能対策や生活環境の

改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。

さらに、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。

- (8) 国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区分けによらない同一市域内全域の減免に向けたさらなる拡充を行うこと。
- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

4 原子力災害にかかわる財政支援について

- (1) 震災復興特別交付税については、東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、本来の財政運営を持続的・安定的に進めていくため、復旧・復興事業が完了するまで継続し、こちらの事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置すること。
- (2) 東日本大震災復興交付金については、被災地が復興を推進するための根幹となる財源であるため、被災地の実情に応じたきめ細かい対応と復興事業の推進に支障をきたさぬよう、継続的な財政支援を講じること。
- (3) 市町村合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）が、平成28年度から段階的に縮減しているが、被災地の実情を踏まえ、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、延長可能となった期間まで、普通交付税の算定の特例延長措置を講じること。

5 原子力災害にかかわる中長期的な対応について

- (1) 原子力災害の影響が未だ残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間延長にあたっては、被災地の課題に迅速に対応するとともに、福島復興のための中・長期的な対策と十分な財源を確保すること。
- (2) 原子力災害からの希望ある復興を推し進めていく観点から、除染の枠組みから外れた箇所等で、人への健康影響等が懸念されるところと思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、永続的な支援策を講じること。
- (3) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。
- (4) 市民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置の延長を行うこと。
また、同一市内における30km圏外地域においても、他の地域と同様の無料化措置が受けられるよう対象範囲を拡大すること。